

(4) 旧型ディーゼル車の代替を促進するための特例措置の拡充(自動車取得税)

内 容

大気汚染対策の推進、特に大都市部におけるNOx・PMの排出量を削減するため、自動車NOx・PM法に基づく対策地域内において排出基準適合車に廃車代替した場合の特例措置を拡充する。

自動車取得税：

- ・取得対象車に「平成15年規制適合車」及び「平成16年規制適合車」を追加する。
- ・平成15年9月30日をもって平成10年規制適合車を、平成16年9月30日をもって平成11年規制適合車を取得対象車から除外する。
- ・道路運送車両法の改正に伴い、適用対象者に一時抹消登録を受けた自動車について解体の届出をした者を追加する。

<参考> トラック・バスに係る自動車取得税の特例措置

排ガス 規制年	車 種	年 月 日	NOx・PM法の対策地域内					NOx・PM法の対策地域外						
			15 4 1	15 10 1	16 4 1	16 10 1	17 4 1	15 4 1	15 10 1	16 4 1	16 10 1	17 4 1		
10	ディーゼル重量車 (車両総重量 3.5t超12t以下)		*1	1.9%							*3			
11	ディーゼル重量車 (車両総重量12t超)		*1	1.9%							*3			
12	ガソリン軽量車 (車両総重量1.7t以下)		*1	1.9%			*2	*3						
13	ガソリン中量車・重量車 (車両総重量1.7t超)		*1	1.9%			*2	*3						
15	ディーゼル中量車・重量車 (車両総重量 1.7t超12t以下)			1.9%			*2							
			1.0%	0.1%	(H16.2.29まで)			1.0%	0.1%	(H16.2.29まで)				
16	ディーゼル重量車 (車両総重量12t超)			1.9%			*2							
				1.0%						1.0%				
	低PM認定車				1.5%							1.5%		

各税率の終期は上段年月日の前日

 ...代替特例
 *1： 2.3% *2： 1.5%
 *3： 0.5%

 ...早期取得特例

 ...低PM車特例

(5) 最新排出ガス規制適合車に係る軽減措置の拡充 (自動車取得税)

内 容

大気汚染対策を推進するため、最新排出ガス規制適合車を取得する場合の自動車取得税の税率の特例措置の対象として、「平成16年規制適合車」(ディーゼル重量車(車両総重量12t超))を追加する。

自動車取得税：

平成15年4月1日～平成16年9月30日(規制開始前日) 1.0%軽減

(6) 低公害車の燃料等供給設備に係る特例措置の延長及び拡充 (固定資産税・特別土地保有税)

内 容

地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、低公害車の燃料等供給設備に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

固定資産税：課税標準2/3(取得後3年間)

特別土地保有税：非課税

(対象設備...電気自動車用充電設備、CNG自動車用天然ガススタンド、
燃料電池自動車用水素スタンド)

<燃料電池自動車用水素スタンドイメージ図>



(7) 新規導入鉄道車両に係る課税標準の特例措置の拡充

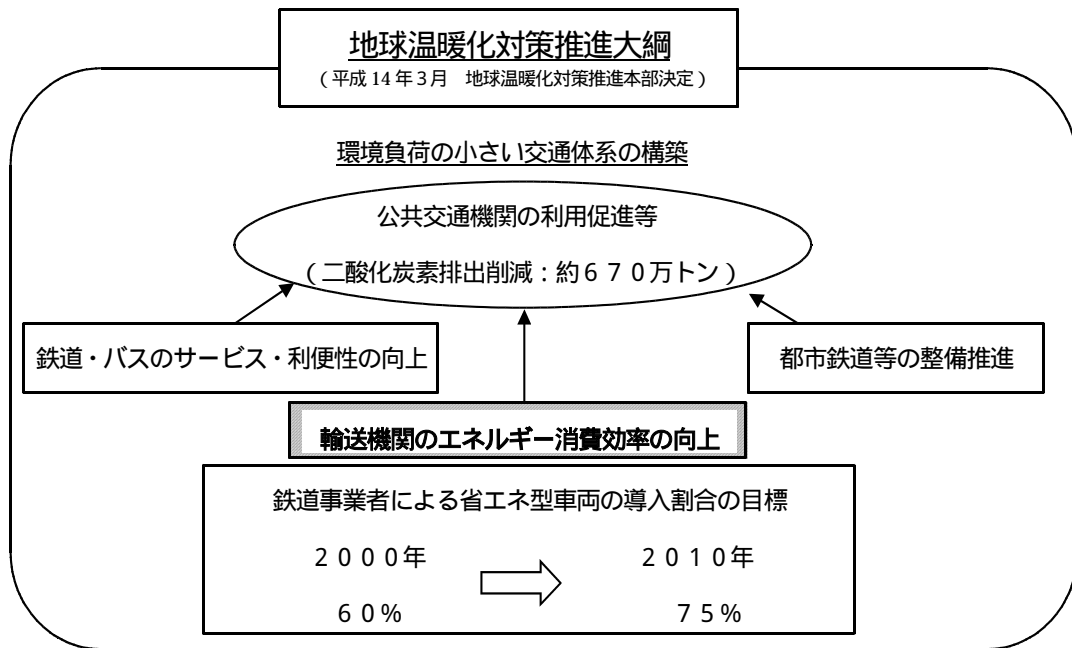
内 容

近年社会的関心の極めて高い環境問題に対応するとともに、初期投資の負担軽減を目的とする鉄道車両リースの利用増加に対応するため、新規導入鉄道車両に係る特例措置の対象を一定の見直しの上、拡充する。

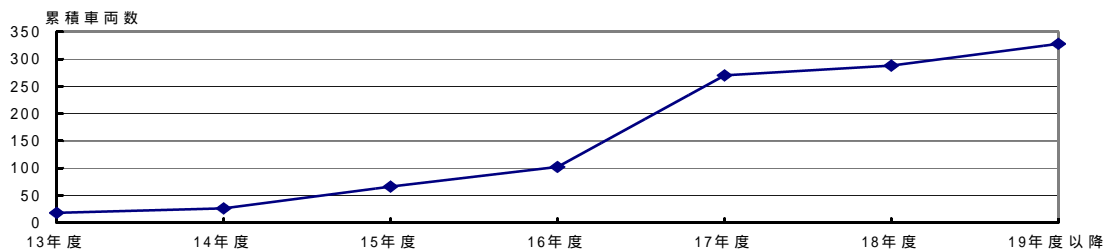
固定資産税：課税標準 5年間 1 / 2

(拡 充)

対象に「環境負荷の軽減に資する車両」を追加するとともに、取得要件に「リース車両」を追加



今後のリースによる新造車両導入見込み



(8) 認定緑化施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)

内 容

ヒートアイランド現象の緩和の観点から、都市の中心部の建築物の屋上、空地等における緑化を推進するため、市町村長が認定する緑化施設整備計画に基づく緑化施設に係る課税の特例措置について、適用期限を2年延長(平成17年3月31日まで)する。

固定資産税：課税標準 5年間 1 / 2